

行政解剖実施要綱の制定について

(平成8年3月6日甲通達捜一第5号)

警察における死体の取扱いは、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)、検視規則(昭和33年国家公安委員会規則第3号)、死体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号)等により行い、犯罪死体及び犯罪の疑いある変死体の解剖については、刑事訴訟法上の手続により死体解剖(以下「司法解剖」という。)を実施しているところである。

しかし、非犯罪死体であっても、社会的要請による場合、あるいは遺族が解剖による死因究明を要求する場合等、この種死体についても解剖の必要性が生じている現状である。

そこでこれら、死体の取扱いの適正を期するため、死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)による遺族の承諾を得て行う解剖について、別添のとおり「行政解剖実施要綱」を制定し、平成8年4月1日から実施することとしたので通達する。

別添

行政解剖実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)第7条の規定に基づく遺族の承諾を得て行う死体の解剖(以下「行政解剖」という。)を適正かつ迅速に行うため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 変死体とは、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第229条第1項及び検視規則(昭和33年国家公安委員会規則第3号)第1条に規定する変死者又は変死の疑いのある死体をいう。
- 2 非犯罪死体とは、死体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号)第4条第1項に規定する犯罪に起因するものでないことが明らかである場合における当該死体をいう。
- 3 検視とは、刑事訴訟法第229条第2項及び検視規則の規定による検視をいう。
- 4 見分とは、死体取扱規則第4条第1項の規定による見分をいう。

第3 対象死体

この要綱で対象となる死体(以下「対象死体」という。)は、変死体及び非犯罪死体の検視又は見分(以下「検視等」という。)を行ったもののうち、次のいずれかに該当し、遺族が解剖を承諾したものをいう。

- (1) 検案した医師が、死因特定が困難等の理由で死体検案書の作成が不能と認めた死体
- (2) 遺族が解剖による死因究明を要望している死体
- (3) その他警察署長(以下「署長」という。)が、行政解剖の必要があると認めた死体

第4 対象死体認知時の措置

署長は、対象死体の存在を認知したときは、速やかに刑事部捜査第一課長(以下「捜査第一課長」という。)を経由して本部長に報告するものとする。

第5 解剖要否の判断

- 1 署長は、対象死体について、解剖の要否の判断を行うものとする。

2 検視官は、行政解剖の要否の判断について署長に助言を行うものとする。

第6 遺族からの解剖承諾

1 署長は、対象死体について行政解剖を実施しようとするときは、解剖承諾書（様式第1号）により遺族の承諾を得なければならない。

この場合において解剖承諾書は、配偶者、子弟、その他承諾の権限を有する遺族から徴するものとする。

なお、遺族が複数であるときは、妥当性を確保するために他の遺族の合意も得るように努めるものとする。

2 署長は、遺族の心情を考慮して、対象死体を検案する医師の協力を得て、行政解剖の趣旨を説明し、真に遺族の理解が得られるように努めるものとする。

第7 解剖の手続

1 刑事部長は、署長から対象死体認知の報告を受けた場合、解剖を行う医師（以下「解剖医」という。）の指定を行うものとする。

2 署長は、指定された解剖医に対し、行政解剖嘱託書（様式第2号）に解剖承諾書を添えて解剖を嘱託するものとする。

3 署長は、前項の嘱託を行ったときは、速やかに解剖承諾書及び行政解剖嘱託書の写しを捜査第一課長に送付するものとする。

第8 解剖の立会い

解剖には、司法解剖に準じて検視官又は県本部の担当課員及び嘱託した警察署員が立ち会うものとする。

第9 司法手続への移行

署長は、解剖途中又は解剖結果から犯罪死体の疑いがあると認めるときは、直ちに鑑定嘱託等、刑事訴訟法による手続を行うものとする。

第10 解剖結果の確認と報告

署長は、解剖を実施したときは、解剖医からその結果を確認し、行政解剖回答書（様式第3号）により捜査第一課長を経て本部長に報告するものとする。

第11 解剖の謝金の交付

1 解剖を実施したときは、解剖医に対して謝金を支払うものとする。

2 解剖謝金に関する事務は、捜査第一課で行うものとする。